

令和3年度第1回東京都北区環境審議会次第

書面開催に変更

日時：令和3年5月6日（木）

午後2時～

場所：北区役所第一庁舎 4階

第1委員会室

【次 第】

1 開 会

2 議 事

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 環境基本計画の改定について
 - ①改定方針について
 - ②北区ゼロカーボンシティ宣言に向けた提言について
 - ③検討体制・検討の進め方について
 - ④区民・事業者アンケートの調査票について
- (3) その他

3 報告事項

- (1) 北清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に係る見解書について
- (2) その他

4 閉会

東京都北区環境審議会会長及び副会長の選出について

東京都北区環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、東京都北区環境審議会会長及び副会長を選出する。

なお、北区環境審議会事務局より、会長及び副会長として前回任期より引き続き下記の者を推薦いたしたい。

記

1 委員の選出

会長	東洋大学経済学部総合政策学科	小川 芳樹	元教授
副会長	学習院女子大学環境教育センター	品川 明	教授

2 任期 令和5年3月末日



北区ゼロカーボンシティに向けた提言

北区長 花川 與惣太 様

近年、世界各地では、これまでにない極端な気象による災害が頻発しています。

こうした自然の猛威は、私たちの生命や財産のみならず、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがすものであり、現在我々は、異常気象の域を超えた「気候危機」と言うべき極めて深刻な状況に直面しています。

気候危機の原因は、主に地球温暖化によるものと考えられており、現在の地球温暖化の主な原因は人間の活動による二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの大量排出であるとされています。

2015年に合意されたパリ協定では、「気温上昇の幅を2°C未満とする」目標が国際的に広く共有されました。さらに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書においては、「よりリスクの低い1.5°Cに抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

これらを機に、日本政府として「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言が、昨年国会でなされるに至りました。そして今年4月現在、全国で370の自治体が「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」の表明、すなわち「ゼロカーボンシティ宣言」を行っております。

北区環境審議会は、昨年11月に北区環境基本計画の改定について、区長からの諮問を承り、北区の環境施策の方向性や具体的な取組について、現在、検討を重ねているところです。

改定にあたっては、北区の地域特性を踏まえた気候変動適応策やコロナ禍からのグリーン・リカバリーといった視点のほか、「脱炭素」の考え方に基づいた地球温暖化対策が重要になってまいります。特に、二酸化炭素の排出削減については、再生可能エネルギーの導入拡大や、水素など次世代エネルギーの普及拡大、プラスチックなどの資源循環など、あらゆる分野への取組みを強化していく必要があります。

そして何よりも重要なのは、区民・事業者・区が互いに連携し、それぞれの立場に応じて主体的に環境問題へ取り組むことであると考えます。

そこで我々は、北区環境基本計画の改定という機を捉え、脱炭素社会の実現に向けた区長の決意を区内外に広くアピールし、共通の目標のもとに、区民・事業者・区が一体となった取組みを強く推進していくため、北区として「ゼロカーボンシティ宣言」を行うことを提言いたします。

令和3年5月

東京都北区環境審議会
会長 ○○ ○○
審議会委員 一同

北区環境基本計画改定方針

気候危機に立ち向かう 脱炭素社会の実現に向けて



令和3年3月

1. 北区環境基本計画の沿革

- 平成 7年 3月 「北区快適環境基本計画」の策定
○望ましい環境像「いのちあふれるまち」
- 平成 8年 3月 「北区快適環境創造プラン」の発表
○「北区快適環境行動・配慮指針」の作成。省エネルギー・省資源・グリーン購入等、
区民・事業者・区が一体となった環境改善に関する取組みの推進
- 平成17年 6月 「北区環境基本計画」の策定
10月 「元気環境共生都市宣言」
○「環境共生都市」と「健やかに安心してらせるまち北区」の実現
- 平成27年 1月 「北区環境基本計画2015」（以下「現行計画」という。）の策定
○望ましい環境像「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち」

2. 計画改定の背景

近年、気候変動との関連性が指摘されている自然災害の激甚化や熱中症・感染症などの疾病リスクの増大への対策は喫緊の課題となっています。また、大量生産・大量消費を背景とした海洋プラスチックごみは生物多様性の損失に関わる深刻な問題です。

これらの問題を背景として、現行計画の策定以降、COP21での「パリ協定」や国連サミットでの「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じています。国内においても、東京都では「ゼロエミッション東京戦略」が令和元年12月に策定され、昨年10月の臨時国会では、国家として「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指す方針が示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

気候危機時代において持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくため、区としてもこれらの動きに対応する必要があることから、計画終了年度である令和6（2024）年度を待たずに、令和5年度を始期とする新たな環境基本計画の改定を進めることとし、改定に向けた基本的事項を定めるものとして、本方針を策定します。

3. 計画期間

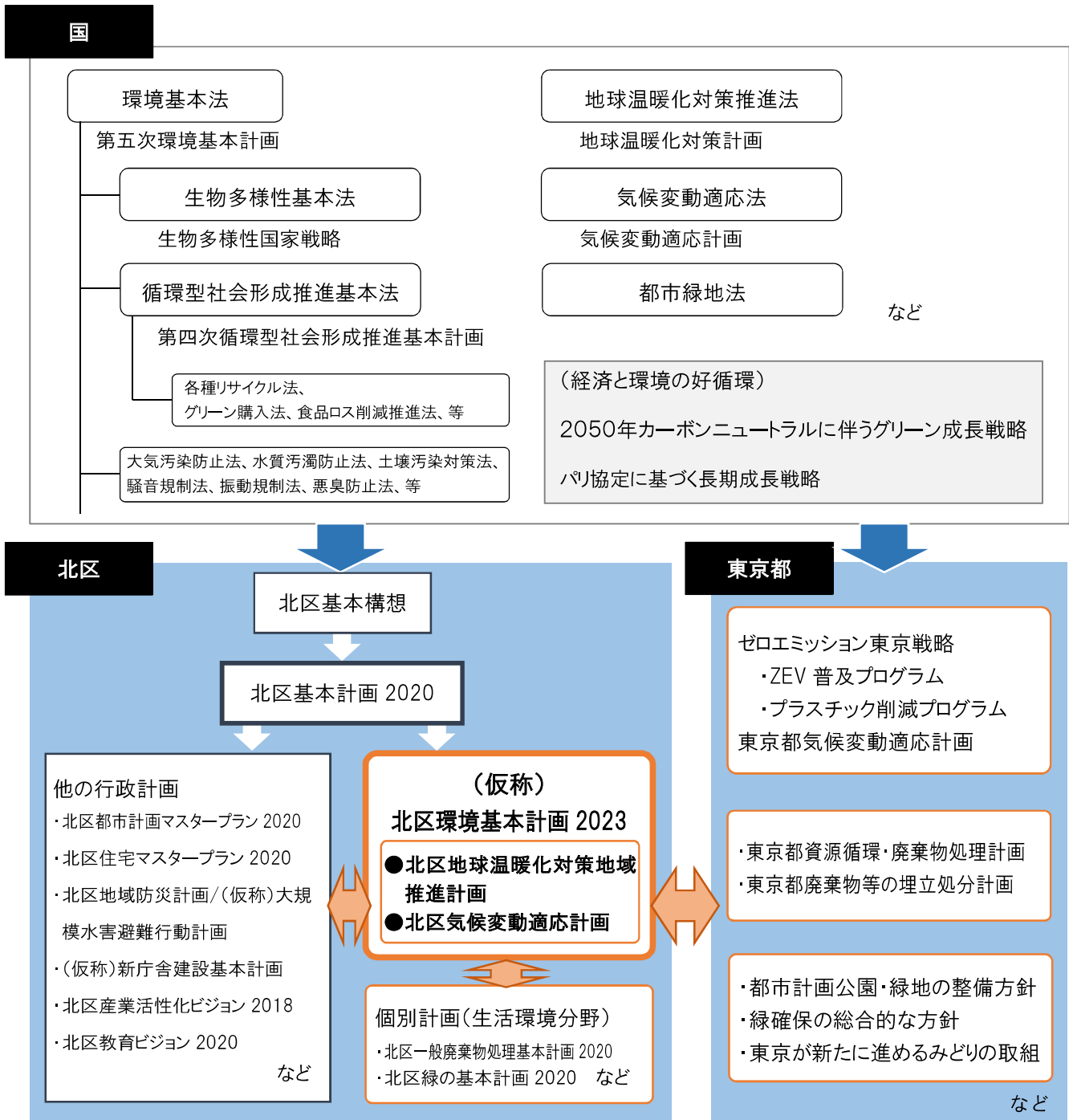
次期計画は、令和5（2023）年度を新たな始期とし、令和14（2032）年度を目標年次とする10年計画として策定し、中間年度（令和9（2027）年度）に見直しを行います。



4. 計画の位置づけ・構成

北区環境基本計画は、環境基本法第7条における地方公共団体の責務として、東京都北区環境基本条例に基づき策定される計画です。

次期計画の検討過程においては、現行計画の取組実績を検証するほか、法改正など今後の社会情勢の変化や新たな環境問題等を顧慮します。また、各種上位計画や関連計画との整合性を確保し、特に北区基本構想の改定状況に応じた調整を図りながら進めていきます。



- 北区地球温暖化対策地域推進計画・・・地球温暖化対策推進法に基づく現行の「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」を同時改定し、次期環境基本計画の中に位置づけ
- 北区気候変動適応計画・・・気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として新たに策定し、次期環境基本計画の中に位置付け

5. 改定にあたっての基本的な考え方

(1) 「脱炭素」の考え方に基づくロードマップの明示

パリ協定が定める「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」を可能な限り追及していくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050カーボンニュートラル」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組みを先導していきます。

そのために、これまでの「低炭素」の考え方から「脱炭素」の考え方へシフトし、中長期的な視点から、二酸化炭素排出削減量等の新たな目標設定、再生可能エネルギー導入や資源循環への取組み等、区としてのロードマップを明示します。その際、特に2030年に向けた今後10年間の取組みが重要であるとの認識のもと、集中期間として位置付け、施策の強化・充実について議論を行います。

(2) SDGsの考え方を取り入れた総合性の高い計画づくり

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支えるための計画とします。

また、区民、事業者、民間団体等あらゆるステークホルダーの参画、望ましい未来の姿を目標として逆算的に現状からの計画を策定するバックカスティング思考など、SDGsの考え方を反映した計画づくりを行います。

(3) 気候変動への適応と持続可能でレジリエントな都市づくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、地域特性に基づいた気候変動への適応策に全庁一丸となって取り組みます。

また、良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しているため、区民をはじめ、区内で働く人や区を訪れる人など、だれもが健康で快適に過ごせるまちづくりに取り組みます。

これら施策の推進により、災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる「持続可能でレジリエントな都市づくり」を実現します。

(4) コロナ禍からのグリーン・リカバリー

新型コロナウイルス感染症がもたらした多くの変化を考慮し、環境や社会のサステナビリティ(持続可能性)を優先した経済回復「グリーン・リカバリー」の視点を取り入れます。すなわち、気候変動や生態系の保全に配慮しながら経済や社会の回復を目指すことを意識し、環境負荷低減に向けた区民や事業者の活動を支援していきます。

また、「新しい生活様式」の定着を背景とした、身近に楽しめる自然への関心の高まりや社会システムのデジタル化などを踏まえた環境施策の推進を図ります。

6. 主な改定の視点・ポイント

(1) 「脱炭素」の考え方に基づくロードマップの明示

- ◇再生可能エネルギーや蓄電池の導入・利用拡大
- ◇省エネ行動の促進
- ◇EV・EV充電設備等の普及、FCV・水素エネルギーの普及
- ◇建築物等のゼロエミッション化
- ◇全国の自治体や企業との広域的連携（森林整備・木材利用の促進・カーボンオフセット・電力調達 など）
- ◇協働による3Rの推進、さらなるごみの減量化・資源化
- ◇プラスチックごみ問題・食品廃棄問題への対応

(2) SDGsの考え方を取り入れた総合性の高い計画づくり

- ◇「地域循環共生圏」の創造（各地域がその特性に応じた資源を活かし自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣をはじめとした他の地域と支えあうことで、地域の活力を最大限に発揮するという考え方）
- ◇区民、事業者、民間団体等との協働の推進体制の強化（望ましい環境像の共有、双方向の情報受発信の積極的な展開 など）
- ◇環境学習の充実、人材育成の強化

(3) 気候変動への適応と持続可能でレジリエントな都市づくり

- ◇地域特性に基づいた気候変動適応計画の策定（気象情報の収集、影響評価分析、現状の施策と気候変動を踏まえた工夫を取り入れた施策との比較整理 など）
- ◇建築物等のレジリエンス強化（耐震性能・浸水性能の強化、停電時のエネルギー供給等）
- ◇グリーンインフラの推進（自然環境が持つ多様な機能や仕組みを地域課題解決に活用）
- ◇環境に配慮した暮らし・まちづくりの推進
- ◇公害の防止、身近な生活環境問題への対応
- ◇協働による地域美化活動の推進

(4) コロナ禍からのグリーン・リカバリー

- ◇「新しい生活様式」を踏まえた、環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換（テレワーク、時差通勤、多様な移動手段の選択、シェアリングエコノミー、エシカル消費 など）
- ◇デジタル化・脱炭素化イノベーションの推進
- ◇身近な緑・水辺の保全・創出・ふれあい
- ◇生物多様性の保全・回復

7. 改定に向けた検討体制

- (1) 審議会（学識経験者、区民、区民団体・事業者代表等からなる附属機関）
- ア 北区環境審議会（諮問・答申）
 - イ 北区環境審議会専門部会（分野別に環境目標値の設定や具体的な施策等を検討）
- (2) 庁内組織
- ア 北区環境管理推進本部・北区環境管理推進幹事会
 - イ 北区環境基本計画改定等に関する庁内検討会
 - ウ 部内ワーキンググループ
- (3) 区民参加
- ア 区民・事業者意識調査
 - イ パブリックコメント
 - ウ イベント参加時における意見募集、ワークショップ など

8. 改定スケジュール

		調査・検討・審議事項	庁内検討会	専門部会	環境審議会	区民参画
令和2年度	11月	北区の現況・課題の整理 改定におけるキーワード整理			★第1回 ・計画改定の諮問	
	12月					
	1月	環境基本計画改定方針作成	○第1回 ・改定方針		★第2回 ・改定方針	
	2月					
	3月					
令和3年度	4月	意識意向調査票の作成				
	5月	関連施策動向等の整理			★第3回 ・意識意向調査	
	6月					
	7月					区民・事業者 意識意向調査
	8月	意識意向調査結果の分析	○第2回 ・調査結果報告 ・検討の進め方	☆第1回 ・調査結果報告 ・検討の進め方	★第4回 ・調査結果、 検討状況の報告	区民ワークショップや 事業者インタビュー など
	9月	環境基本計画 改定骨子案	気象変動 適応方針			
	10月	現況課題整理 環境像の設定 計画の体系 施策の方向性 優先事業の検討		○第3回 ・改定骨子案 ・気候変動適応方針	☆第2回 ・改定骨子案 ・気候変動適応方針	
	11月	気象情報収集 将来予測 影響評価分析 方針案作成				
	12月					
	1月					
	2月				★第5回 ・改定骨子案 ・気候変動適応方針	
	3月	反映				
	令和4年度	4月	環境基本計画改定素案	○第4回 ・改定素案 ・施策調整	☆第3回 ・改定素案 ・施策検討	★第6回 ・改定素案 ・施策検討
5月						
6月		改定素案に対する意見募集・調整 記載事業の検討・調整				
7月		環境基本計画 改定案（パブコメ案）の作成				
8月			○第5回 ・改定案	☆第4回 ・改定案	★第7回 ・改定案	
9月						
10月						
11月						パブコメ （改定案）
12月		パブコメ結果の集約・反映 環境審議会答申案の作成 計画書デザイン				
1月						
2月				★第8回 ・答申		
3月						
						（仮称）北区環境基本計画2023の策定

北区環境基本計画改定 検討体制



		地球温暖化対策検討部会		環境共生まちづくり検討部会		庁内検討会	
		<p>区長が委嘱した学識者、区内団体、事業者、区民を代表する委員により構成される環境審議会は、今回の計画改定にあたり、区長より諮問を受け、審議及び答申を行う。</p> <p>専門部会は環境審議会により設置され、環境審議会委員のほか、関係各課、区内事業者等で構成される。今回の計画改定にあたり、テーマごとにそれぞれ関連施策等について検討を行う。</p>				<p>関係各部局を代表する委員（今回は庶務担課長とする）により構成され、関連施策等の検討及び庁内の連絡調整を行う。</p>	
庁内関係課		営繕課長		リサイクル清掃課長	会長	生活環境部長	
		まちづくり推進課長		北区清掃事務所長	副会長	地域振興部長	
		総務部副参事（新庁舎担当）		都市計画課長	委員	企画課長	
		学校改築施設管理課長		土木政策課長		総務課長	
		基本構想担当副参事		道路公園課長		防災・危機管理課長	
		国土強靱化地域計画担当副参事		地域振興課長		リサイクル清掃課長	
		産業振興課長		教育指導課長		都市計画課長	
	事務局	環境課長	事務局	環境課長		土木政策課長	
						教育政策課長	
				事務局	環境課長		
◎は環境審議会委員	学識経験者	◎村上 公哉 芝浦工業大学教授 ※部会長	◎品川 明 学習院女子大学教授 ※部会長				
		◎小川 芳樹 東洋大学名誉教授	◎柳井 重人 千葉大学大学院准教授				
		田中 充 法政大学教授	未定（土壌水質・環境汚染対策分野？）				
			（資源循環分野？）				
	民間団体	◎小山 文大 トライネットワーク	◎原 芳子 北区グリーンクラブ				
		小松原 和恵 環境アドバイザー エコスフィア代表	〇〇 〇〇 北区リサイクラー協同組合				
	事業者	越野 充博 東京商工会議所北支部	◎尾花 秀雄 北区商店街連合会				
		岡野 俊也 東京ガス株式会社 東東京支店長	◎高橋 伸忠 北産業連合会				
		〇〇 〇〇 東京電力パワーグリッド株式会社					
	区民	◎檜垣 昌子 公募区民	◎松本 晴光 北区町会自治会連合会				
		〇〇 〇〇 学生枠（東洋大等）	◎原 茂樹 公募区民				
		〇〇 〇〇 学生枠（家政大等）					

各専門部会所掌テーマ

地球温暖化対策部会



(両部会で検討)

環境共生まちづくり部会

①	地球温暖化・エネルギー対策 【脱炭素社会の実現】 【気候変動適応】	再エネ・蓄電池の導入拡大 省エネ行動の促進 ZEB・ZEVの推進 脱炭素・デジタルイノベーション	気候変動の影響への適応 他自治体や企業との広域的連携 (森林整備・木材利用の促進・ 電力調達など。地域循環共生圏)	緑による二酸化炭素吸収
②	サステナブルなまち・くらし 【持続可能な資源循環】 【環境負荷の小さいライフ・ワークスタイル】	スマートエネルギー（エネルギー の面的・効率的な利用） ライフサイクルアセスメント	新しい生活様式を踏まえたライフ ・ワークスタイルへの転換 (テレワーク、多様な移動手段、 シェアエコ、エシカル消費など)	ごみの減量・発生抑制 廃棄物の適正処理 資源の有効活用・回収拡大 脱プラ・フードロス削減
③	自然との共生 【うるおいのある水辺・みどり】 【生物多様性の保全】	緑によるヒートアイランド現象 の緩和	グリーンインフラ	緑の保全・創出 生物多様性の保全・回復 健全な水循環の回復 身近な緑・水辺とのふれあい
④	安全・安心・快適な生活環境 【災害に強いまちづくり】 【まちの美化】 【身近な環境問題・公害対策】	災害時のエネルギー供給	災害に強いまちづくり	包括的な化学物質対策（大気・ 水質・土壌） 騒音・振動・悪臭等公害対策 ポイ捨て・不法投棄等対策
⑤	環境施策の横断的な取組 【環境教育の推進】 【環境経営の促進】 【多様な主体とのパートナーシップ】		環境学習機会の充実・人材育成 環境情報の収集・発信力の強化 環境マネジメント・持続可能経営 区民・事業者等多様な主体との協働	

関連が想定される主な事業

<ul style="list-style-type: none"> ①新エネ省エネ機器等助成 ①省エネ活動の普及啓発 ①水素St誘致、FCVの導入 ①EV・EV充電設備の導入 ①環境技術等開発企業の支援 ①公共施設等への再エネ導入 ②再開発や新庁舎建設等まち づくりと連動した再エネ・ 分散型エネルギー等導入検討 ④蓄電池等非常用電源整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①気候変動適応計画策定 ・水害土砂災害・各種インフラ ・熱中症・感染症・生態系 等 ①友好都市との協働（環境学習・ 再エネ電気調達等） ②シェアサイクル ②グリーン購入 ②各種事業のデジタル化 ③雨水貯留・浸透機能を持つ広場 整備等 ④建築物等のレジリエンス強化 	<ul style="list-style-type: none"> ②ごみの減量・3R促進 ②資源回収事業の拡大 ②プラ分別事業 ②フードロス対策事業 ③緑化の推進 ③外来種対策 ③公園・緑地の整備 ④環境モニタリング ④地域美化事業 ④工場・事業場への指導 ④災害廃棄物処理
<ul style="list-style-type: none"> ⑤各種環境教育・環境学習事業（環境課・リサイクル清掃課・教育委員会） ⑤環境マネジメントシステムの普及啓発 ⑤環境学習施設のさらなる活用 		



令和3年度 北区環境審議会及び環境基本計画改定専門部会 日程

日程候補			会議	議題予定
5	6	木	令和3年度第1回環境審議会	・改定方針の確認 ・検討の進め方 ・区民等意識調査票 ほか
7	26	月	第1回専門部会 (青) 地球温暖化対策部会 (黄) 環境共生まちづくり部会	・区民等意識調査結果報告 ・骨子案の作成に向けて
	28	水		
	29	木		
	30	金		
8	2	月		
	3	火		
	4	水		
	5	木		
8	23	月	令和3年度第2回環境審議会	・区民等意識調査結果報告 ・骨子案の作成に向けて ・気候変動適応方針策定に向けて ほか
	25	水		
	26	木		
	30	月		
9	3	木		
12	6	月	第2回専門部会 (青) 地球温暖化対策部会 (黄) 環境共生まちづくり部会	・気候変動適応方針案 (パブコメ) ・優先的事業の検討
	7	火		
	8	水		
	9	木		
	10	金		
2	2	水	令和3年度第3回環境審議会	・気候変動適応方針パブコメ報告 ・優先的事業計画を含めた骨子案 について ・次年度の進め方について ほか
	3	木		
	7	月		
	9	水		
	10	木		

令和3年度における進捗目標

【概ね8月（第2回環境審議会）まで】

- 現行計画における成果評価、施策効果の分析
- 区民・事業者アンケート調査（6月実施）の結果まとめ・分析
- 北区の環境における課題整理
- 計画の長期的目標（目指すべき将来像）の検討
- 気候変動適応方針策定にあたり、北区の気候的特徴・気候影響範囲の分析

【概ね12月（第2回各専門部会）まで】

- 計画の骨子（施策体系・各分野の方向性・成果指標等）を固める
- 各分野において優先的に行うべき事業の検討
（2050ゼロカーボンに向けた中長期的な取組を含めて）
- 気候変動適応方針案の作成（パブコメを実施）

【概ね2月（第3回環境審議会）まで】

- 優先的事業を含めた次期計画骨子案の完成
- 気候変動適応方針案パブコメ結果のまとめ

【概ね3月（年度末）まで】

- 気候変動適応方針の策定・公表



北区の環境についての区民アンケート調査

区民の皆様には、日ごろより、北区の環境行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

区では、「北区環境基本計画」と「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、環境の保全と地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、昨今の国内外の気候変動対策の変化を受け、「地球温暖化対策地域推進計画」を包含した新たな「北区環境基本計画」（計画期間：令和 5（2023）年度から令和 14（2033）年度）を策定することとなりました。なお、令和 3 年 3 月に策定・公表しました、本計画改定方針の概要版をご参考までに同封しております。

新たな計画を策定するにあたり、区民の皆様から、住んでいる地域の環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和 3 年 5 月 ● 日

東京都北区 生活環境部 環境課

- ◆ 北区に在住する満 18 歳以上の 2,000 人の方を無作為に抽出し、無記名でご回答をお願いしています。
- ◆ ご回答いただきました内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。また、統計的に処理したうえで利用しますので、回答いただいた方の個人情報や特定のデータが公表されることはありません。
- ◆ 本調査票の整理番号は、重複回答を避けるためのもので、個人を特定するものではありません。
- ◆ 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- ◆ 本アンケートの結果は、区のホームページなどで公表します。

ご回答の方法

① 郵送でのご回答

本調査票に直接ご記入頂き、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函（切手貼付不要）ください。

② WEB でのご回答

下記サイトより、サイトの指示に従ってご回答をお願いいたします。

<https://.....>

QR コード

ご回答は、●月●日(●)までをお願いいたします。

◇調査についてのお問い合わせ◇

北区生活環境部環境課環境政策係

〒114-8508 北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2 階

電話：(03) 3908-8603 F A X：(03) 3906-8474

◆あなたのことについて、お伺いします◆

問1 あなたの年齢は次のうちどれですか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代 | 6. 60歳代 |
| 7. 70歳以上 | | |

問2 あなたは北区に何年住んでいますか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年-4年 | 3. 5年-9年 |
| 4. 10年-19年 | 5. 20年-29年 | 6. 30年以上 |

問3 あなたがお住まいの「地域」は、どこですか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 浮間地区 | 2. 赤羽西地区 | 3. 赤羽東地区 | 4. 王子西地区 |
| 5. 王子東地区 | 6. 滝野川西地区 | 7. 滝野川東地区 | |

※お住まいの地域は、以下をご参照ください。

地域名	該当する町名(丁目)
1. 浮間地区	浮間 1-5丁目
2. 赤羽西地区	中十条 4丁目、十条仲原 3・4丁目、上十条 5丁目、西が丘 1-3丁目、赤羽西 1-6丁目、赤羽台 1-4丁目、赤羽北 1-3丁目、桐ヶ丘 1・2丁目
3. 赤羽東地区	東十条 5・6丁目、神谷 2・3丁目、赤羽 1-3丁目、志茂 1-5丁目、岩淵町、赤羽南 1・2丁目
4. 王子西地区	王子本町 1-3丁目、岸町 1・2丁目、中十条 1-3丁目、十条台 1・2丁目、十条仲原 1・2丁目、上十条 1-4丁目、滝野川 4丁目
5. 王子東地区	王子 1-6丁目、豊島 1-8丁目、堀船 1-4丁目、東十条 1-4丁目、神谷 1丁目
6. 滝野川西地区	滝野川 1-3丁目、滝野川 5-7丁目、西ヶ原 1-4丁目、上中里 1丁目、中里 1-3丁目、田端 1-6丁目
7. 滝野川東地区	栄町、上中里 2・3丁目、昭和町 1-3丁目、田端新町 1-3丁目、東田端 1・2丁目

問4 あなたの住居の形態は次のうちどれですか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 一戸建て(持ち家) | 2. 一戸建て(借家) | 3. 集合住宅(持ち家) |
| 4. 集合住宅(借家) | 5. 社宅・寮 | 6. その他() |

問5 あなたの世帯構成は次のうちどれですか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 単身世帯 | 2. 夫婦のみ | 3. 二世帯世帯 |
| 4. 三世帯世帯 | 5. その他() | |

問6 あなたの職業は次のうちどれですか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- | | | | |
|--------------|--------|--------|-----------|
| 1. 会社員・公務員 | 2. 自営業 | 3. 自由業 | 4. 家事 |
| 5. パート・アルバイト | 6. 学生 | 7. 無職 | 8. その他() |

◆北区の環境についてお伺いします◆

問7 「いつまでも安心して住み続けるための環境」として、重要と感ずることは何ですか。
各項目の重要度について、あてはまる番号 1~5の中から1つだけ○で囲んでください。

項目	重要	やや重要	普通	あまり重要でない	重要でない
記入例 ⇒	5	4	③	2	1
① 空気のきれいさ、さわやかさ	5	4	3	2	1
② 水や水辺のきれいさ	5	4	3	2	1
③ 静かで穏やかな生活	5	4	3	2	1
④ 移動のしやすさ（区内の移動及び区外への移動）	5	4	3	2	1
⑤ 自然や生きものの豊かさ	5	4	3	2	1
⑥ 暮らしの中のうるおい（公園・まち中のみどりなど）	5	4	3	2	1
⑦ まち並みの美しさ（景観、ポイ捨て防止など）	5	4	3	2	1
⑧ 持続可能な資源循環（3Rなど）	5	4	3	2	1
⑨ 地球温暖化に配慮した暮らし（省エネ、再エネなど）	5	4	3	2	1
⑩ 気象災害などからの安全性（水害対策、感染症・熱中症対策など）	5	4	3	2	1
⑪ その他（ ）	5	4	3	2	1

問8 北区の環境について、日ごろどのように感じていますか。各項目の満足度について、あてはまる番号 1~5の中から1つだけ○で囲んでください。

項目	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満
① 空気のきれいさ、さわやかさ	5	4	3	2	1
② 水や水辺のきれいさ	5	4	3	2	1
③ 静かで穏やかな生活	5	4	3	2	1
④ 移動のしやすさ（区内の移動及び区外への移動）	5	4	3	2	1
⑤ 自然や生きものの豊かさ	5	4	3	2	1
⑥ 暮らしの中のうるおい（公園・まち中のみどりなど）	5	4	3	2	1
⑦ まち並みの美しさ（景観、ポイ捨て防止など）	5	4	3	2	1
⑧ 持続可能な資源循環（3Rなど）	5	4	3	2	1
⑨ 地球温暖化に配慮した暮らし（省エネ、再エネなど）	5	4	3	2	1
⑩ 気象災害などからの安全性（水害対策、感染症・熱中症対策など）	5	4	3	2	1
⑪ その他（ ）	5	4	3	2	1

◆昨今の環境問題についてお伺いします◆

問9 昨今、**海洋プラスチックごみ**が問題となっており、国では5月現在、プラスチックの資源循環に関する新たな法律案が審議されています。あなたは、**プラスチックごみ**のどのような影響を知っていますか。あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

海洋プラスチック問題とは？

既に世界の海に存在しているといわれるプラスチックごみは、合計で1億5,000万トン。そこへ少なくとも年間800万トンが、新たに流入していると推定されています。2050年には「海洋プラスチックごみの量が海にいる魚を上回る」ともいわれています。海に流れ着いたプラスチックごみは、5mm以下の微細なプラスチック粒子（マイクロプラスチック）となり、自然分解されないことから、半永久的に漂い続けます。これらは海の生態系だけでなく、私たちへの健康への影響も懸念されています。今年1月からリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみの輸出入が制限されました。プラスチックの使用削減や国内での資源としての再生利用など早急な対策が求められています

1. 海洋生物、生態系の損失（誤食や絡まりなどでの死亡）
2. 海洋環境の汚染（ごみの浮遊、海岸の漂着ごみ）
3. 船舶航行への障害（漂流ごみがスクリューや舵等を損傷）
4. 観光への影響（海岸の景観悪化や悪臭・不衛生感、ごみによるケガや事故）
5. 漁業への影響（水産物に混入するごみの除去や確認作業での負担増加）
6. プラスチックごみの焼却によるCO₂（二酸化炭素）の増加（地球温暖化への影響）
7. すべて知らない

問10 以下は、プラスチックごみの削減につながる取組です。**普段あなたが取り組んでいる**ことを教えてください。それぞれの項目について、あてはまる番号1~3の中から1つだけ○で囲んでください。

項目	取り組んでいる	今後取り組みたい	取り組むのは難しい
記入例 ⇒	1	②	3
① 買い物ときはマイバッグを持参する	1	2	3
② 出かけるときはマイボトルを持ち歩く	1	2	3
③ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの受け取りを断る	1	2	3
④ ペットボトルを分別して出している	1	2	3
⑤ リターナブル（繰り返し使用）容器の製品を選んでいる	1	2	3
⑥ 再生プラスチック製品を使用している	1	2	3
⑦ 屋外で出たごみは家に持ち帰って処分する	1	2	3
⑧ その他（ ）	1	2	3

問 11 問 10 で「取り組むのは難しい」と回答した方にご質問します。**取り組むのは難しい理由としてあてはまる番号すべてを○で囲んでください。**

1. 手間がかかる
2. 店舗で取組が行われていない
3. どこで扱っているかわからない
4. 特に理由はない
5. その他 ()

問 12 すでに日本でも地球温暖化による気候変動が観測されており、将来にわたって様々な影響を与えることが予測されています。あなたは、どのような**気候変動の影響**を知っていますか。あてはまる番号**すべてを○で囲んでください。**

1. 猛暑日や真夏日、熱帯夜が増えること
2. 滝のように降る雨や、雨の降らない日が増えること
3. 台風が強くなったり、これまでの進路から変化すること
4. 洪水、高潮・高波などの自然災害が増加すること
5. 熱中症が増加すること
6. デング熱などの感染症が増加すること
7. 農作物の品質低下や生育障害、栽培適地が変化すること
8. 渇水が増加すること
9. 野生生物や植物の生息域が変化すること
10. 山地などの斜面崩壊など土砂災害のリスクが高くなること
11. すべて知らない

身近な気候変動の影響

●洪水・豪雨

令和元年房総半島台風（台風第 15 号）や東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、豪雨などによる災害が多発しています。北区でも、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の関東上陸時に、大雨特別警報が発表され、荒川の岩淵水門（上）観測所の水位が戦後 3 番目の高水位を記録しました。普段からの水害への備えが必要となっています。

●熱中症

気温の上昇だけでなく、熱中症に注意すべき時期も長くなっています。2010（平成 22）年には日本全国の熱中症による死亡者数が約 1,700 人と過去最多を記録し、2018（平成 30）年の熱中症搬送者数は 95,000 人を超え、過去最多となっています。

問 13 地球温暖化対策につながる次の項目について、導入しているものはありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~4 の中から 1つだけ○で囲んでください。

項 目		導入済み	導入検討中 (予定含む)	予定はないが、関心 はある	関心はない、又は該 当しない
記入例 ⇒		①	2	3	4
①	住宅用太陽光発電システム	1	2	3	4
②	住宅用太陽熱利用システム	1	2	3	4
③	ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ	1	2	3	4
④	壁、床、天井などの断熱	1	2	3	4
⑤	エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	1	2	3	4
⑥	電力消費や待機電力の少ない家電製品	1	2	3	4
⑦	LEDなどの高効率照明	1	2	3	4
⑧	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	1	2	3	4
⑨	家庭用蓄電池システム	1	2	3	4
⑩	HEMS（Home Energy Management System）※	1	2	3	4
⑪	再生可能エネルギー、自然エネルギー由来の電力	1	2	3	4
⑫	排出ガスが少なく燃費の良い自動車	1	2	3	4
⑬	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー） または電気自動車	1	2	3	4
⑭	燃料電池自動車（水素自動車）	1	2	3	4
⑮	雨水浸透・貯留設備	1	2	3	4

※HEMS:「ホームエネルギーマネジメントシステム」の略で、家庭のエネルギーを効率よくコントロールするシステム。

問 14 問 13 で「関心はない、又は該当しない」と回答した方にご質問します。理由として最も当てはまるものを○で囲んでください。

1. 初期コストがかかる
2. 効果がわからない
3. 借家や集合住宅のため設置できない
4. 地球温暖化問題に関心がない
5. その他 ()

問 15 地球温暖化対策について、区が重点的に進めるべきだと思う施策は、どれだと思えますか。あてはまる番号を5つまで○で囲んでください。

1. 気候変動に関する情報提供・PRの充実
2. 太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実
3. 事業所の太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する優遇措置（税制等）の充実
4. 区施設や区内への再生可能エネルギーの活用
5. 太陽光や事業所排熱等エネルギーを面的・効率的に利用できるまちづくり
6. 渋滞解消など自動車交通を円滑にするための道路整備
7. 自転車の利用を促進するための仕組みの充実
8. 屋上緑化や壁面緑化など建物の緑化に対する助成等の充実
9. ごみの減量・資源化の推進
10. 区民・事業者・区の連携による温室効果ガス削減のための取組推進
11. 気候変動対策を積極的に活動している区民団体や事業所等を応援する制度
12. グリーンインフラ※としてのみどりの保全・活用
13. 風水害（洪水、ゲリラ豪雨など）や熱中症・デング熱など適応策の推進
14. ゼロカーボンシティなど区全体での取組強化
15. その他 ()

※自然環境がもっている多様な機能（生物多様性保全、気候変動の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用すること

ゼロカーボンシティとは？

「2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロ※にすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」のこと。

2021年4月16日時点で、全国370自治体（40都道府県、215市、6特別区、90町、19村）が表明しています。

※実質ゼロ：エネルギー消費等に伴うCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源間の均衡を達成すること。

◆環境に関する取組についてお伺いします◆

問 16 環境に関して、普段あなたが取り組んでいることを教えてください。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~3 の中から 1つだけ ○で囲んでください。

取り組みの内容		取り組んでいる	今後取り組みたい	取り組むのは難しい
記入例 ⇒		1	②	3
①	不要な照明やテレビはこまめに消す	1	2	3
②	冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	1	2	3
③	環境ラベル、省エネラベルなどを参考にして環境に優しい商品を購入している	1	2	3
④	水を使う時は流しっぱなしにせず、溜めて使う	1	2	3
⑤	植物の水やりに雨水を使用している	1	2	3
⑥	生ごみを減らすために食材は使いきる	1	2	3
⑦	生ごみは水気をよく切って捨てている	1	2	3
⑧	空き缶やびん、ペットボトル、古紙などの資源を分別している	1	2	3
⑨	レンタルやシェアリングシステムを利用している	1	2	3
⑩	油や調理くずは下水に流さない	1	2	3
⑪	近隣騒音（ピアノの音漏れなど）を防止している	1	2	3
⑫	できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	1	2	3
⑬	環境にやさしいエコ・ドライブを実践している	1	2	3
⑭	自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	1	2	3
⑮	地区の資源回収に参加している	1	2	3
⑯	公園や海・川などの地域の清掃活動をしている	1	2	3
⑰	花植えや植樹などの地域の緑化活動をしている	1	2	3
⑱	樹林や水辺などの自然環境の保全活動をしている	1	2	3
⑲	環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	1	2	3
⑳	その他（ ）	1	2	3

問 17 問 16 で「取り組むのは難しい」と回答した方にご質問します。**取り組むのは難しい理由として**あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

1. 手間がかかる	2. 効果がわからない	3. 忘れてしまう
4. 特に理由はない	5. その他（ ）	



北区の環境についての事業者アンケート調査

事業者の皆様には、日ごろより、北区の環境行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

区では、「北区環境基本計画」と「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、環境の保全と地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、昨今の国内外の気候変動対策の変化を受け、「地球温暖化対策地域推進計画」を包含した新たな「北区環境基本計画」（計画期間：令和 5（2023）年度から令和 14（2033）年度）を策定することとなりました。なお、令和 3 年 3 月に策定・公表しました、本計画改定方針の概要版をご参考までに同封しております。

新たな計画を策定するにあたり、事業者の皆様から、北区の環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和 3 年 6 月 ● 日

東京都北区 生活環境部 環境課

- ◆ 北区内の公務を除く従業員数 5 人以上の事業所から 500 事業所を無作為に抽出しています。
- ◆ 本社が北区以外の場合も、送付した貴事業所の責任者にご回答ください。
- ◆ ご回答いただきました内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。また、統計的に処理したうえで利用しますので、貴事業所が特定されることはありません。
- ◆ 本調査票の整理番号は、重複回答を避けるためのもので、事業者を特定するものではありません。
- ◆ 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、事業者を特定するものではありません。
- ◆ 本アンケートの結果は、区のホームページなどで公表します。

ご回答の方法

① 郵送でのご回答

本調査票に直接ご記入頂き、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函（切手貼付不要）ください。

② WEB でのご回答

下記サイトより、サイトの指示に従ってご回答をお願いいたします。

<https://.....>

QR コード

ご回答は、●月●日(●)までをお願いいたします。

◇調査についてのお問い合わせ◇

北区生活環境部環境課環境政策係

〒114-8508 北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2 階

電 話：(03) 3908-8603 F A X：(03) 3906-8474

◆ 貴事業所の環境活動についてお伺いします ◆

問 6-1 貴事業所では、どのような環境活動に取り組んでいますか。それぞれの項目について、
当てはまる番号 1~4 の中から 1つだけ○で囲んでください。

項 目		既に取り組んでいる	取組を検討中	取り組む予定はない	当社には該当しない
記入例 ⇒		①	2	3	4
①	大気汚染防止（対策設備の設置など）	1	2	3	4
②	排水対策の実施	1	2	3	4
③	防音対策の実施（低騒音型機器の導入など）	1	2	3	4
④	悪臭防止対策の実施	1	2	3	4
⑤	有害物質の使用削減	1	2	3	4
⑥	事業所敷地内の緑化	1	2	3	4
⑦	事業所敷地内や周辺の自然環境の保全・再生	1	2	3	4
⑧	温室効果ガス排出量の把握・抑制	1	2	3	4
⑨	特定フロンの使用削減	1	2	3	4
⑩	電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践	1	2	3	4
⑪	省エネルギー診断等の受診	1	2	3	4
⑫	水の有効利用（雨水利用等）	1	2	3	4
⑬	低公害車・低燃費車の利用	1	2	3	4
⑭	エコ・ドライブの実践	1	2	3	4
⑮	共同輸配送等の物流の合理化	1	2	3	4
⑯	ライフサイクルに配慮した原材料の調達	1	2	3	4
⑰	廃棄物の減量化や有効利用、再利用	1	2	3	4
⑱	使用済み製品や容器等の回収	1	2	3	4
⑲	自社製品のリサイクル	1	2	3	4
⑳	環境にやさしい商品の開発	1	2	3	4
㉑	ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入	1	2	3	4
㉒	社員に対する環境教育の実施	1	2	3	4
㉓	SDGs への取組	1	2	3	4
㉔	環境情報の開示（CSR レポート等）	1	2	3	4
㉕	環境対策を実施している企業への投資、支援	1	2	3	4

問6-2 このほか、貴事業所が取り組まれている環境活動がありましたら、ご記入ください。

--

問7 地球温暖化防止につながる機器や設備を導入していますか。それぞれの項目について、当てはまる番号1～4の中から**1つだけ**○で囲んでください。

項 目		導入済み	導入検討中 (予定含む)	導入予定は ないが、 関心はある	導入予定は ない
記入例 ⇒		①	2	3	4
①	LEDなどの高効率照明	1	2	3	4
②	高効率ボイラー、モーターなどの動力機	1	2	3	4
③	ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジンなどの高効率空調機	1	2	3	4
④	冷水・冷却水ポンプ、空調機などのインバーター制御	1	2	3	4
⑤	コージェネレーションシステム	1	2	3	4
⑥	建築物の省エネ性能の向上	1	2	3	4
⑦	高効率な自家発電設備	1	2	3	4
⑧	BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム)	1	2	3	4
⑨	PHV (プラグイン・ハイブリッド・カー) 及び電気自動車	1	2	3	4
⑩	燃料電池自動車 (水素自動車)	1	2	3	4
⑪	太陽光発電システム	1	2	3	4
⑫	蓄電池システム	1	2	3	4
⑬	その他 ()	1	2	3	4

問 8 2015 年 12 月に採択された「パリ協定」を契機に、国内外の事業所では**脱炭素経営**に向けた動きが加速しています。**脱炭素経営**のことについて、知っていますか？あてはまる番号を **1 つだけ選んで**、○で囲んでください。

脱炭素に向けた国内外の動向

「パリ協定」では、「世界の平均気温の上昇を 1.5～2℃までに抑える」という目標が掲げられています。この目標を受けて、日本では、2020 年 10 月菅総理大臣が「2050 年実質ゼロ宣言」を表明しました。2050 年までにカーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、これらを日本の新たな成長戦略としてとらえ、推進していくこととなりました。

※人為的に排出される CO₂（二酸化炭素）と森林などで吸収される CO₂（二酸化炭素）が同じ量となること。

脱炭素経営とは

脱炭素経営とは、事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すことです。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支持の基準としても注目されており、これらは大企業のみではなく、サプライチェーン全体として取り組むことが求められています。地域の事業者においても、資金調達（融資、補助金等）でのメリットがあるほか、法改正に伴い対応が迫られることが予想されます。持続的な企業経営と競争力確保のためにも、今後取り組むべきものです。

1. 知っており、内容もよく理解している
2. 聞いたことはあるが詳しい内容は知らなかった
3. 全く知らなかった（初めて知った）

●参考：脱炭素経営指標の例

SBT 【Science Based Targets（科学的根拠に基づいた排出削減目標）】	パリ協定に基づき、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、企業が気候科学（IPCC）に基づく削減シナリオと整合した削減目標を設定すること。企業の温室効果ガス排出量削減目標がパリ協定に整合していると SBT イニシアチブから SBT 認定を得ることができる。
RE100 【Renewable Energy 100%】	企業活動に必要な電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアチブ。
TCFD 【Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）】	G20 の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応を検討するため設立された。企業等に対し、気候変動関連リスク、及び機会に関する4つの項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）について開示することを推奨している。

※以下、環境省の HP において、脱炭素経営推進のための各種ガイドブックが掲載されています。
<http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html>

問9 以下は、設備導入が伴わない脱炭素経営の取組です。貴事業所で取り組んでいること、また関心があることはありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~3の中から 1つだけ○で囲んでください。

項 目		既に 取り組ん でいる	取組を 検討中 (予定有)	予定はな いが、関 心はある	取り組 む予定 はない
記入例 ⇒		①	2	3	4
①	再生可能エネルギーなどを電源としたCO ₂ 排出係数 ^{※1} の低い電力会社の利用	1	2	3	4
②	カーボンオフセット ^{※2} の利用（オフセット・クレジットの購入）	1	2	3	4
③	SBT（Science Based Targets科学的根拠に基づいた排出削減目標）の認定取得	1	2	3	4
④	RE100（Renewable Energy 100%）への参画	1	2	3	4
⑤	TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同	1	2	3	4

※1 電気の供給 1kWh あたりどれだけの CO₂(二酸化炭素)を排出したかを推し測る指標。排出係数の数字が小さい（低い）ほど、CO₂(二酸化炭素)排出量が少なくなる。

※2 事業等から排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。

問10 令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。食品ロス（フードロス）対策として、貴事業所で取り組んでいることはありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~3の中から 1つだけ○で囲んでください。

項 目		既に取 り組ん でいる	取組を 検討中	取り組 む予定 はない	当社に は該当 しない
記入例 ⇒		①	2	3	4
①	バラ売り・少量パックなどの販売をしている	1	2	3	4
②	行事の時期は予約販売をしている	1	2	3	4
③	賞味期限間近の商品の値引きや還元をしている	1	2	3	4
④	商品の納品期限を緩和している	1	2	3	4
⑤	提供する料理を、小盛に選択できるようにしている	1	2	3	4
⑥	食べきれなかった料理の持ち帰りをできるようにしている	1	2	3	4
⑦	食品ロスの量を把握している	1	2	3	4
⑧	フードバンクに寄贈している	1	2	3	4
⑨	その他（ ）	1	2	3	4

問 11 海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等を受けて、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、5月現在、法律案が審議されています。プラスチックごみ対策として、貴事業所で取り組んでいることはありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~3 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

項 目		既に取り組んでいる	取組を検討中	取り組む予定はない	当社には該当しない
記入例 ⇒		①	2	3	4
①	マイバッグの利用推奨	1	2	3	4
②	マイボトル（タンブラー）の利用推奨	1	2	3	4
③	プラスチック製カップの廃止、代替品への転換	1	2	3	4
④	プラスチック製ストローの廃止、代替品への転換	1	2	3	4
⑤	使い捨てプラスチックスプーン・フォークの提供廃止、代替品への転換	1	2	3	4
⑥	製品・容器へのプラスチック使用量の削減	1	2	3	4
⑦	製品・容器へのリサイクルプラスチックの使用	1	2	3	4
⑧	廃プラスチックをリサイクル業者を通じて再生化	1	2	3	4
⑨	その他（ ）	1	2	3	4

問 12 貴事業所において、**環境活動に取り組んだことで得られた効果**は何ですか。あてはまる番号をすべて○で囲んでください。

1. 企業イメージ・信用性の向上 2. 業務の効率化によるコスト削減 3. 提供している製品・サービスの品質向上 4. 提供している製品・サービスの売上向上 5. 従業員の環境意識の向上 6. 資金調達（融資、補助金等）での優遇 7. 新規ビジネス・事業の創造 8. 特に効果はなかった 9. その他（ ）

問 13 貴事業所において、**環境活動を進めるにあたり、どのようなことが課題**であるとお考えですか。あてはまる番号をすべて○で囲んでください。

1. 消費者・利用者の環境に対する理解向上
2. 取引先の環境に対する理解向上
3. 従業員の環境に対する理解向上
4. 環境に関する情報の不足
5. コスト的な問題
6. 人材不足
7. 環境活動推進のための組織体制の整備
8. 企業間の協力・連携体制
9. 既存の法律・規制等による活動制限
10. 課題は特になし
11. その他 ()

◆区の環境・区政について、お伺いします◆

問 14 貴事業所が、**環境活動を進めるために、区が実施すると望ましいサポート等**はありますか。あてはまる番号を3つまで○で囲んで下さい。

1. 区のホームページや広報等での環境情報提供の充実
2. 事業所の環境活動に関する講演会やセミナーの開催
3. 事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度
4. 環境活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）
5. 事業所の環境活動をPRする場の提供（イベントやキャンペーンの実施）
6. 事業所間での情報交換・連携体制を整備する場の提供
7. 産・学・民・官の協働による環境活動推進体制の整備
8. 事業所が行うべき環境配慮指針（ガイドライン）の作成
9. 特になし
10. その他 ()

問 15 北区の環境をより良くするために、区が重点的に取り組むべき環境への対策は、どれだと思いますか。あてはまる番号を5つまで○で囲んで下さい。

1. 大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策
2. 土壌・地下水汚染や有害化学物質への対策
3. 河川等の水質改善、水循環の健全化
4. まちの緑化の推進
5. 公園や広場などが多いゆとりのあるまちづくり
6. ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進
7. まちの景観の保全
8. 自然環境や水辺の環境保全
9. 動植物の保全と生き物の住める環境づくり
10. 歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり
11. ごみの減量・分別やリサイクルの推進
12. 食品ロスの削減
13. プラスチックごみへの対策
14. 省エネルギーなどの温室効果ガス排出量の削減対策
15. 太陽光などの再生可能エネルギーの活用推進
16. 気候変動（異常気象）に伴う水害や土砂災害の軽減、健康被害への対策
17. ヒートアイランド対策
18. 環境教育・環境学習の推進
19. 環境イベントや情報発信などによる意識啓発の推進
20. 区民や事業所が主体となって行う環境活動への支援
21. 特になし
22. その他（)

問 16 貴事業所では、地域社会の一員として、地域の環境のためにどのような取組をしていますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4の中から 1つだけ○で囲んでください。

1. 環境に関する社会貢献的事業（環境イベント、植樹など）を主催している
2. 事業所周辺の清掃活動
3. 地域の清掃、美化、緑化活動などへの参加・協力
4. 地域の環境イベントなどへの参加・協力
5. 従業員の環境に関するボランティア活動支援
6. 環境保全団体等への支援や寄付
7. 近隣地域への環境情報提供
8. 生物多様性の保全活動（特定外来生物の駆除など）
9. 特に取り組んでいない
10. その他（)

問 17 貴事業所が、環境に関する地域貢献活動において、協力、支援できる活動分野はありますか。当てはまる番号を3つまで○で囲んでください。

1. 水辺や樹林など自然環境の保全対策
2. 動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3. ごみの減量・分別やリサイクルの推進
4. 省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策
5. 太陽光など再生可能エネルギーの活用推進
6. 環境教育・環境学習の推進
7. 環境イベントなどの参加
8. その他 ()

問 18 貴事業所が、環境に関する地域貢献活動において、協力、支援できる取組みはありますか。当てはまる番号を3つまで○で囲んでください。

1. 寄付金、協賛金などの資金援助
2. 社員の派遣などの人的労力の支援
3. 自社製品の貸与、提供
4. 自社が保有するノウハウ、専門技術の提供
5. 自社が保有する会議室、ホール等の施設の提供
6. イベント企画、運営ノウハウの提供
7. パンフレット作成やウェブサイト運営など活動 PR、情報発信の支援
8. 特になし
9. その他 ()

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

--

**アンケートの質問は以上となります。
ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、
令和3年〇月〇日（〇）までにご投函ください。**

今後、区では新たな環境基本計画の策定を行うにあたり、より多くの方から広くご意見を伺う機会を設けたいと考えています。

ご関心のある事業所様は、お差支えない範囲で下記にご連絡先をご記入ください。
区よりご連絡させて頂く場合がございます。

① 貴事業所名：

② 御担当部署・御担当者：

③ 所在地：

④ ご連絡先（電話番号・e-mail等）：

「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価手続きについて

1 要 旨

北清掃工場建替事業は、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価（以下「アセス」という。）の対象となる。

昨年10月、アセスを実施する東京都に対し、当該事業の事業者（東京二十三区清掃一部事務組合）から環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）が提出されたため、東京都環境影響評価条例に基づき、区は評価書案の縦覧・閲覧対応を行うとともに、事業の実施により環境への影響を及ぼすおそれがある地域の区長として、環境保全の見地から評価書案に対する区長意見を11月に東京都へ提出した。

この度、北区を含めた関係区長や都民の意見に対する見解書が事業者提出された。

2 調査計画書の縦覧・閲覧

(1) 縦覧場所

ア 北区生活環境部環境課

（北区王子本町1-12-4 TIC王子ビル2階）

イ 東京都環境局総務部環境政策課

（新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎19階）

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

（立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階）

(2) 閲覧場所

区立図書館（中央・赤羽・滝野川・神谷・東十条）

地域振興室（赤羽西・志茂）

北区清掃事務所

※縦覧・閲覧場所の休館日を除く、午前9時30分～午後4時30分

3 スケジュール

4月14日（水）～5月6日（木） 見解書の縦覧・閲覧

4月20日（木）～5月6日（木） 都民の意見を聴く会の公述人募集

5月20日（木） 都民の意見を聴く会※

以降時期未定 環境影響評価書案審査意見書の公表及び

環境影響評価書の手続き

※知事が見解書への都民の意見を聴くために開催する会（東京都主催）